

様式第1号（第4条関係）

越生町本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

（宛先）越生町長

〒 申込者 住 所

氏 名 ④
 [申請者： 本人 法定代理人 代理人]

裏面の内容を熟読したうえ、越生町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知に関する要綱第4条の規定により、次のとおり本人通知の事前登録の申込みをします。

通知を希望 する者	フリガナ		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	氏 名		性 別	男・女
	住 所	〒 —		
	本 籍		筆頭者	
	連 絡 先	() [<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先]		

代理人による申込みの場合は、次の欄に記入してください。

代 理 人	区 分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
	フリガナ			
	氏 名			
	住 所	〒 —		
	連 絡 先	() [<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先]		

注1 上記太枠内の各欄に必要な事項を記入し、該当する箇所に☑又は○印をしてください。

注2 申込の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) 申込者が本人であることを証明する書類（住民基本台帳カードB、旅券、運転免許証等）
- (2) 法定代理人による申込の場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本・登記事項証明書等）
- (3) 代理人による申込の場合は、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

町記入欄

登 録 日	年 月 日	期間満了日	年 月 日
通知希望の 証明書種別	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 除住民票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍の除附票の写し <input type="checkbox"/> 戸籍の謄抄本 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 除籍謄抄本		

事務処理欄

本人・代理人	本人・代理人確認書類 ②	備 考	登録者名簿記載事務
<input type="checkbox"/> 本人：② <input type="checkbox"/> 法定代理人：資格 の確認書類+② <input type="checkbox"/> 代理人：委任状+②	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードB（発行年月日） <input type="checkbox"/> 旅券（番号） <input type="checkbox"/> 運転免許証（番号） <input type="checkbox"/> その他（ ） 確認番号等（ ）		処理日： 年 月 日 担当者： 名簿番号：

越生町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知について

- 1 この本人通知は、この申込書により登録をした者（以下「登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（自己等（注）の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付したときに、その事実について通知するものです。

（注）「自己等」とは・・・（住民票関係）自己又は自己と同一の世帯に属する者
（戸籍関係）自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に越生町住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
- 3 通知書の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、交付した住民票の写し等の種別及び通数、交付した住民票の写し等の交付請求者の種別です。
- 4 通知書は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、登録者と同一の住民基本台帳、戸籍等に記録され、又は記載されている者であっても登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 5 登録を受けようとする人（以下「申込者」という。）又は登録者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申込をすることができます。
- 6 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - （1）申込者又は登録者が疾病等により直接、登録申請をすることができない場合
 - （2）申込者又は登録者が他の市区町村に居住している場合
- 7 郵便等により登録の申込をするときは、この申込書に必要事項を記入の上、申込者本人であることが確認できる書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類（委任状等）、返信用封筒（あて名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの）を同封してください。
- 8 転出又は転居等により、登録をした住所等の内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。
なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。